

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について

改正気候変動適応法による、極端な高温の発生時（「熱中症特別警戒アラート」）に暑さをしのぐ施設として、下記の施設を指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルター）に指定しました。

1. クーリングシェルター

名称	七ヶ宿町役場	七ヶ宿町 保健センター	七ヶ宿町 高齢者センター	七ヶ宿町活性化セ ンター
所在地	七ヶ宿町字関 126 番地	七ヶ宿町字関 94 番地	七ヶ宿町字瀬見原 101 番地	七ヶ宿町字関地内
設置場所	町民ホール	多目的ホール	研修室	ホール
解放可能日等	平日（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分	平日（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分	平日（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分	月曜日以外 8 時 30 分～17 時 15 分
受入可能人数	10 人	15 人	15 人	20 人

名称	Book & Cafe こ・らっしえ	街道 HOSTEL おたて
所在地	七ヶ宿町字諏訪原 11 番地 15	七ヶ宿町字町裏 81 番地
設置場所		交流スペース
解放可能日等	火曜日以外 9 時～ 18 時	火・水曜日以外 9 時～17 時
受入可能人数	10 人	15 人

2. クーリングシェルターとは

クーリングシェルターは、熱中症による健康被害の発生を防止するため、町が指定した施設で「**熱中症特別警戒アラート**」が発表されたときに一般開放し、暑さをしのぐ場所となります。

3. クーリングシェルターを利用する際の注意事項

- ① 開所は施設の運用期間 4 月 24 日から 10 月 23 日までのうち、「**熱中症特別警戒アラート**」が発表されたときです。
- ② 飲料は各自で用意してください。
- ③ 施設ごとに、広さやイスの数に限りがありますのでご了承ください。
- ④ その他利用に当たっては各施設の指示に従ってください。

4. 熱中症対策 涼みの場の設置

6月1日から9月30日までの間、熱中症による健康被害を予防するため、熱中症特別警戒情報アラートが発令されていなくても、クーリングシェルターを熱中症対策涼みの場として開放します。お気軽にご利用ください。(Book & Cafe こ・らっしえ、街道 HOSTEL おたてを除きます)